

平成21年 5月20日現在

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2006～2008

課題番号：18730064

研究課題名（和文）環境国際紛争における民事司法へのアクセスの確保

研究課題名（英文）The Possibility to Ensure the Access to Civil Justice in International
Environmental Dispute

研究代表者

村上 正子（MURAKAMI MASAKO）

筑波大学・大学院人文社会科学部研究科・准教授

研究者番号：10312787

研究成果の概要：

環境国際紛争において民事司法へのアクセスを確保するためには、環境紛争の特殊性を考慮し、紛争の性質・内容、紛争当事者の多様性にあわせて救済の方法（紛争処理方法）も被害者のニーズに合わせて多様化すべきであると同時に、裁判所への提訴の確保のみならず、損害賠償も統一的に確保するためには、特定の分野で条約による統一ルールを作成する必要があり、それを国内法で受け入れられるだけの制度（環境団体訴訟も含む）の整備が不可欠である。

交付額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2006年度 | 900,000 | 0 | 900,000 |
| 2007年度 | 1,800,000 | 0 | 1,800,000 |
| 2008年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 3,500,000 | 240,000 | 3,740,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：団体訴訟、当事者適格、平等アクセス原則、国際裁判管轄、集团的利益、ADR

1. 研究開始当初の背景

（1）環境紛争において民事上の救済を求める場合、従来の民事訴訟法学の分野では、誰を当事者として訴訟を進めさせることが、効率的かつ効果的な紛争解決にとって最も適切かという当事者適格の問題が広く議論されてきた。環境紛争においては、その影響の及ぶ範囲が大きい上に不特定であるため、伝統的な当事者適格論では適切な当事者を選択することができないこと、また当事者適格

を有する者にとっても、個々の受ける損失が小さいがゆえに、提訴のインセンティブが低く、このことが、民事司法による救済を困難にしているとされているのである。

（2）一方国際法の分野では、環境紛争固有の特殊性および国際法上の処理の特殊性の両面から様々な困難があり、裁判になじまない紛争として、環境紛争はむしろADR（裁判外紛争処理手続）を中心として紛争処理方式が多様化しているとされているものの、実

際のところは、国際公法のもとで国境を越えた環境汚染に対する利用可能な救済手段を提供することに成功しているとはいえないのが現状であった。

2. 研究の目的

本研究は、環境国際紛争の処理にあたって現に生じている、または将来生じうる問題点を、国際法および（国際）民事訴訟法双方の観点から多角的かつ総合的に検討し、越境環境損害における被害者の民事上の救済、すなわち民事司法へのアクセスをどのように確保すべきか、その具体的手段を明らかにすることを目的としている。

3. 研究の方法

国内の環境訴訟における当事者適格の議論を整理し、その問題点・限界を見極めたいうえで、環境国際紛争処理について、国際法的アプローチと民訴法的アプローチを比較検討する。その際には、諸外国における団体訴訟に関する議論や我が国における消費者団体訴訟制度に関する議論も踏まえて、特に環境団体訴訟の可能性を検討し、環境国際紛争における私人の救済の可能性について、我が国における解釈論・立法論への提言の参考とする。

4. 研究成果

(1) 環境国際紛争を処理する方法としては、大きく分けて、国家レベルで国家間の問題として処理する方法（国際法からのアプローチ）と、私法上の紛争として私人間で裁判を通して解決する方法（国際民事訴訟法からのアプローチ）とが考えられる。

(2) まず、司法へのアクセスの確保という観点から、一国内の裁判所において環境国際紛争を解決する場合にどのような方法があり、またそれぞれにどのような問題点があるかを明らかにした。環境紛争には、従来の伝統的な訴訟法理論では対処できないような複雑な要素が多く内在している。環境紛争を裁判所で訴訟という手段で解決しようとした場合には、原告側が負う因果関係や過失の立証などの負担、さらには損害額の算定などの本案の問題もさることながら、本案判決をすることが紛争の解決にふさわしいか否かを判断するために設定される訴訟要件について、特に困難な問題が生じてくる。

①現在、わが国で提起される環境訴訟で最も問題となるのが、当事者適格の問題である。環境訴訟の原告としてまず考えられるのは、開発が行われている地域の周辺住民で、開発によって実際の経済的・身体的・精神的損害を被った者であり、住民一人一人が原告となり、開発業者等に対して損害賠償請求や差止請求等を求めるという方法である。しかし、

これらの住民の数が増えれば増えるほど、全員を共同原告として訴訟を進行していくのは円滑な訴訟進行の妨げにもなる。その場合には、住民が自己と共同の利益を有する者を選定し、その者に訴訟を進行させるという選定当事者の制度を典型とする任意的訴訟担当の制度を利用することが考えられる。ただしその場合には、全員から授権ないしは選定されるという行為が必要になるし、任意的訴訟担当が無制限に許容されているわけでもなく、授権さえすれば誰でもよいというわけではない。この点については、効率的な訴訟追行という観点から、紛争発生の時点から相手方と交渉をするなど、紛争を管理・支配していた（紛争管理権を有する）者に当事者適格を認めようとする考え方も提唱されているが、実体法上の法的利益や管理処分権と当事者適格を切り離して考えているために、問題も多いとされている。また、住民らが構成員となり、「〇〇地域の環境を守る会」なるものを結成し、それ自体を当事者とすることも考えられるが、団体としての独立性が弱い場合には、そもそも当事者能力が認められない可能性もある。最近では、アメリカにおける議論を参考にして、環境破壊によって最も被害を受けるのは動植物であるという場合には、その動植物自体を原告とする、いわゆる「自然の権利訴訟」なるものも提起されるようになってきているが、民事訴訟が実体法上の権利義務に関する紛争の解決を行うものであるという伝統的な考え方に立つ以上、実体法上権利能力のないものに当事者能力を認められるわけがないということになる。

②また、誰を原告にするかによって、訴訟の対象となる原告の請求の基礎をなす実体的権利義務の内容もかわってくる。例えば、住民ではない全くの第三者である環境保護団体が、貴重な自然環境を将来に残そうという、純粋な環境保全を目的として、環境権に基づく開発工事の差止や原子力発電所の操業停止を求めたり、自然の景観が失われたことについての損害賠償請求、貴重な動植物の保護を求める訴えを提起することも考えられる。しかしこれらの請求の多くは、実体法上是認できる特定の具体的権利または法律関係の主張ではないため、法律上の争訟の要件を満たさない、すなわち民事訴訟の審判対象としての適格を欠くとされる可能性もある。さらにこのような請求の場合には、損害額の算定も困難である。

③さらに環境紛争の場合、環境問題の公共性という性質から、損害が生じた場合の事後的な救済が必要なことはもちろんのこと、事前の紛争ないしは環境破壊の予防がより重視されることになる。そうなると、真に環境紛争を解決しようとするのであれば、当事者間

の対立や苦情に迅速に対処する必要がでてくるが、紛争に発展する前の段階では、裁判所がその審判の対象とできるような紛争（法律上の争訟）として、未だ成熟していないという理由で、やはり審判対象としての適格を欠くとされるであろう。

④このように、環境紛争が訴訟という形で司法裁判所の表舞台に上がるためには越えなければならない壁があり、最終的に判決という形で解決される環境紛争が非常に限定されてくるというのが現状である。そして仮に司法裁判での処理の途が開かれたとしても、最終的な解決までには多大な労力・費用・時間がかかるのも、また事実なのである。

(2) 次に、国内裁判における私人の救済可能性とその限界について、具体的事例を用いながら、国内ADRによる紛争解決や国家間レベルでの紛争解決と、民事訴訟による解決とを対比させながら検討してみる。

X国の企業Aは、Y国政府の認可を受けてY国領海内において石油採掘事業を行っていた。ところが、A企業の石油採掘装置の故障が原因で事故が発生し、石油が海上にあふれ出たため、Y国の住民Bら、およびその隣国Zの漁業者Cらに被害が発生した。この場合に、どのような救済がBおよびCに与えられるか。実際に被害を受けた個人であるBやCが一国内において救済を求めるとすれば、①Y国あるいはZ国においてA企業を相手に損害賠償請求あるいは差止請求訴訟を提起する、②Y国においてY国を相手に損害賠償請求訴訟を提起する、③Z国においてCがY国に対して損害賠償請求訴訟を提起する、④国内ADR（わが国であれば、例えば公害紛争処理方法に基づく調停など）を利用する等の方法が考えられる。他方で、国家間レベルで紛争を解決しようとするならば、①Z国とY国の間で紛争を解決する（国際請求ないしは外交的保護の行使）、②関係国間で事故処理のための特別法を策定し、以後はそれにしたがって紛争解決交渉を進める、③BやCが直接国際裁判所へY国を相手に提訴する等の方法が考えられる。

それぞれの方法に付随する問題をみていくと、①の場合、AがX国の企業であることから、Y国やZ国に国際裁判管轄があるかどうかの問題となる。もしAが多国籍企業の場合には、いずれの国に管轄を認めるのかという問題はさらに複雑になり、場合によってはフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理が適用され、より適切な法廷地が他にあることを理由に訴えが却下され、原告が望む国で裁判を受けることができないという事態にもなりかねない。ちなみにわが国においては、想定事例のような国際的不法行為事件における国際裁判管轄についての一般的な規定はまだなく、判例によって「特段の事情アプ

ローチ」が確立されている。すなわち、わが国の民事訴訟法の管轄規定で定められた裁判籍がわが国にあれば国際裁判管轄を原則として認めるが、当事者間の公平、裁判の適正・迅速という理念に反する特段の事情が存在する場合には、国際裁判管轄は否定されることになる。ここでは、この特段の事情アプローチにおいて特段の事情の枠内で考慮される具体的要素（当事者間の公平、裁判の適正・迅速）が、フォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理で考慮される要素と共通する部分があることに留意する必要がある。具体的には、証人や証拠など重要な証拠方法の利用可能性や、被告の応訴の負担、原告が自己の居住地で裁判を受ける権利、判決の実現可能性などである。さらに、AがY国やZ国に十分な資産を有していない場合には、仮にY国やZ国の国際裁判管轄が認められ、本案審理の結果原告勝訴の判決が出たとしても、当該判決をX国で承認・執行する必要がでてくる。③の場合には、外国国家に対する請求がどこまで取り上げられるかという、主権免除の問題が生じる。主権免除については、従来わが国においては長く絶対免除主義が採用されていたが、最高裁は最近になって判例を変更し、制限免除主義を採用するに至っている。すなわち、外国国家の主権的行為については主権免除が認められるが、私法的ないし業務管理的な行為については主権免除の範囲を制限し、場合によっては他国の裁判権に服することもある。この立場は、今年4月に成立した「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」でも明示されている。一般に、国家の立法や許認可等について責任を追及する場合には、これは国家の主権的行為に関するものである以上は主権免除の対象となる。これに対して、国家がその株式を100%保有する石油採掘会社が環境汚染を行った場合は、商業的行為として主権免除が認められない可能性が高い。この他、国家が廃棄物処理施設や空港、発電所など公共性の高い施設を直接運営している場合には、微妙な問題が生じるが、一般的には、当該施設の実際の機能や目的を考慮したうえで判断すべきであろう。この点については、例えば民間部門で同一価格、品質で提供不能なサービスを国民や住民に提供するものであれば、公法的性質の施設と解することもできるが、他方で、民間部門と競合可能なサービスである場合には、私法的性質のものとして解することも可能であるとの見解もある。しかし、特に発展途上国においては、環境問題と社会経済的な発展とが微妙なバランスを保っており、環境問題を引き起こす事業の多くは、国家主導型の経済発展政策の一環として行われていることも少なくないと思われる。このような場合に、当該行為が主権的行為か私法的行

為かを区別することは非常に困難であり、それが国の政策と深く関わっていることから主権免除が認められる可能性は否定できないように思われる。

国際レベルでの紛争解決のうち、国家間の紛争解決としては、Z国がY国に対して領域使用の管理責任を、X国に対しては自国企業への管理義務違反を、それぞれ追及することが考えられる。また、ボパール事件におけるインド政府の対応のように、事故発生後にその処理のための特別法（裁判内外を問わずインド国内外の被害者補償に関する全ての紛争について、全ての者に代理することのできる排他的権限をインド政府に付与するもの）を制定し、国家が紛争解決を行うという方法もある。さらに、私人对国家の紛争解決としては、欧州人権裁判所に見られるように、損害を被ったBやCが直接国際裁判所へY国ないしX国を相手に提訴するという可能性もあるが、この場合には、フォーラムにあるように紛争の主題を操作する必要がでてくるであろう。

国内裁判所において私人が原告となって紛争を解決する場合の問題点としては、上述の国際裁判管轄や主権免除、外国判決の承認・執行の他にも、以下のものが考えられる。まず、国内裁判所で私人が企業や国家を被告として訴訟をする場合、証拠の偏在、専門知識の欠如、証拠収集の手続が不十分である等、当事者間に力関係の差があることから、私人の負担が過度になることが挙げられる。被害者である原告はさらに、因果関係や過失の有無を立証しなければならないので、さらに負担は重くなる。特に我が国の民事訴訟手続における証拠収集手続は、近時の改正によってかなり改善されたとはいえ、いまだに十分とはいえない状況にある。この場合、非常に広範囲な証拠収集手続（ディスカヴァリ）を有する米国において提訴をするという戦略がとられることが多くみられる。しかしその場合には、米国に国際裁判管轄が認められることが前提となり、先に挙げたフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理によって訴えが却下されることも少なくない。この点については先に挙げたボパール事件における米国裁判所の対応が興味深い。そこでは、裁判所は結果的にフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの法理を適用して国際裁判管轄を否定したのであるが、その際、アメリカの証拠収集制度と同様の手続に従うこと、インドの裁判所の判決に従うこと、および出訴期限の抗弁を放棄することに被告が同意することを条件にして、原告の訴えを却下したのである。このような条件を課すことにより、証拠収集の問題や外国判決の承認・執行の手間が軽減され、権利の迅速な実現が可能となっていると思われる。これに対して我が国における特

段の事情アプローチのもとでは、このような、迅速な被害者救済の実質的な実現を目的とした条件付の却下というような処理は、現行法のもとでは認められていないのが現状である。

以上の原告が負う負担を軽減する方法として、我が国における公害等調整委員会のような国内ADRを利用することが考えられるが、このような一国内ADRが外国企業や外国国家を相手にどこまで実効性のあるものとして機能しうるかについては、さらに検討する必要がある。これに対して国家間の解決の場合には、国家对国家であるため、私人と比べれば対等な力関係のもとでの交渉が可能であるという点が、長所としては挙げられる。また、個々の訴訟の場合には、それぞれが独立かつ並行して進行するため、判断が相違する可能性があるのに対して、国家間交渉の場合には、画一的かつ迅速な救済（解決）が可能であり、結果として私人にとって効果的かつ安価な救済につながるというメリットもある。また、私人が個別に関係国の国内裁判所に救済を求めた場合には、それぞれが適用される手続法や実体準拠法が異なってくるため、救済が区々になり、被害者間に不平等が生じるおそれもある。さらには特に発展途上国の場合には、国内における救済制度（実体法・手続法双方を含む）が十分に整備されていないこともあり、私人にとっては特別法による一括救済の方式の方が有利であることも少なくないであろう。実際、ボパール事件においても、原告は、法廷地として米国裁判所を選択した（インドの裁判所を選択しなかった）理由として、インドの不法行為法が整備されていないこと、証拠収集手続が限定的であること、集団訴訟の手続がとれないこと、成功報酬制度がないこと等を挙げていた。

他方で、国家による救済方法が私人の望む救済方法と必ずしも合致しないという点が、短所として挙げられる。環境紛争の場合、紛争処理・解決と一言でいっても、その中身は様々であることから、当事者が求める救済の内容も様々に異なる可能性がある。そうすると、必ずしも国家による画一的な処理が妥当であるとは限らない面もあろう。また、私人による訴訟の場合には、私人が請求内容を決定する（処分権主義）のに対して、国家間交渉の場合には、私人の利益よりも国益や国際関係という政治的・外交的配慮が優先される可能性が高く、このことも私人が要求どおりの結果を得られないことにつながりうる。ボパール事件においても、インド中央政府が被害者個人にかわって紛争解決について排他的権限を有し、最終的に和解が成立したにもかかわらず、その後も米国裁判所に被害者個人が訴えを提起しているという状況が、この

点を如実に示しているといえるであろう。

(3) 以上の検討から、環境国際紛争の解決のあり方については、以下のような結論が得られる。すなわち、環境紛争の特殊性に応じて、その紛争処理にも様々な類型が要求されていることに鑑みれば、当事者のニーズや紛争の特殊性に配慮しながら、適切な紛争の処理が求められているのであり、ADRも含めた紛争処理方式の多様化が求められているということである。このことは、私人の救済を実現するために適切なフォーラムを整備するという観点からも要請されているといえる。紛争処理方式の多様化の方向性としては、次の二つの方向性が考えられる。一つは、司法的解決およびADRを含めて、できるだけ選択肢を増やし、それぞれのフォーラムを競合させ、ADR相互間およびADRと訴訟間の競合と連携をはかるという方向性である。今一つは、環境紛争の専門性を重視し、紛争処理の専門化（個別化）をはかるという方向性である。長年国際法の分野で議論がされてきた、環境国際紛争の処理を専門とする国際環境裁判所の設立は、この方向性の一つといえるであろう。

(4) 次に、環境国際紛争を、私人がイニシアティブをとり、裁判所で私法上の救済を求めるといった私法的なアプローチについて検討を加える。

①このようなアプローチのメリットとしては、国内法を適用して紛争を解決することにより、複雑な国際法における国家責任の法理に基づいた国家間の紛争になることを回避できること、損害を引き起こした企業に対して直接訴えを提起することにより、環境コストの配分についての「汚染者負担原則」の実現が容易になること、私人が原告となり政府の関与なくして訴えを提起することにより、環境問題に対する人権アプローチの発展を促進すること、これらがひいては環境損害の多くが、国家ではなく主に私人（私企業）によって引き起こされ、そして私人に対して損害を与えているという現実を認識させることにつながる等が挙げられる。

②近時は、環境権自体の概念やそれをめぐる議論にも変化が見られる。すなわち、当初環境権といえば、民事上の差止請求の根拠となる私権としての環境権であったが、近時は憲法上の権利として位置づけようとする試みがみられ、そこでは環境権は参加権と捉えられている。具体的には、環境政策・対策の決定や法規の定立・執行に参加し、司法にアクセスする権利である。これを明確に打ち出しているのが、1998年6月に国連欧州経済委員会が採択した「環境に関する情報へのアクセス、意思決定への公衆参加および司法へのアクセスに関する条約（オース条約）」である。環境権を手続的に保護するという観点は、

我が国の近時の判例・学説においてもみられ、差止めの認否を判断するにあたって、地域住民の意見を聞き、その同意を求める手続が十分かつ適切にとられていたかどうか重視されている。そして、環境国際紛争においてこれらの環境権を保障するにあたっては、訴訟において原告を平等に扱い、国内においてとりうる手続および救済への平等なアクセスを確保することが重要であるとされている。ここでは、平等なアクセスを確保するための手段として、環境団体訴訟の可能性について検討する。オース条約の発効を受け、2003年にはEC委員会が、広く団体訴訟の導入を義務づける提案を行ったこともあり、これを受けて例えばドイツにおいては、連邦自然保護法が改正され、広く連邦レベルにおいても団体訴訟制度が導入されるに至っている。このオース条約自体は公的機関をその対象としているため、直接的には行政訴訟（行政の措置に対する情報公開や司法審査、不服申立制度へのアクセスを保障すること、訴訟レベルでいえば、国や地方公共団体に対する処分取消訴訟・義務付け訴訟等の行政訴訟）に関わるものである。しかし、市民の参加権、司法へのアクセス権を強化することにより、環境国際紛争を適切に解決し、ひいては環境法・環境政策の実効性を確保し、特に環境行政訴訟に関して団体に訴権を認め、団体訴訟を広く認めようとする流れは、環境民事訴訟にも少なからぬ影響を与えると思われる。

②我が国は、欧米諸国に比べ団体訴訟（集団訴訟）の法整備がかなり遅れていたといえるが、ようやく2006年になって、消費者契約法が改正され、消費者団体訴訟制度が創設された。この制度の最大の特徴は、実際に消費者被害を受けていない第三者である消費者団体に事業者の不当行為の差止請求権を認めた点にあり、消費者被害の未然防止と被害の拡大を食い止めるうえで重要な機能を果たす制度である。環境訴訟においても団体の果たす役割は大きく、オース条約においても、個人だけではなくNGOなどの環境保護団体にも司法へのアクセス権を保障すべきことが謳われていることから、消費者団体制度の観点から環境団体訴訟の可能性を議論することにも意義があると思われる。その際、消費者団体訴訟制度と異なる環境団体訴訟固有の問題点としては、以下の点が挙げられる。すなわち、消費者団体訴訟は通常業者に対してなされる民事訴訟であるのに対して、環境団体訴訟では、環境分野では行政的な規制が多いことから、その行政権限の行使・不行使が問題の中心となり、結果として行政関係の争いが多くなるため、常に行政訴訟とのすみわけを考えておく必要があること、また消費団体訴訟では、その対象は不当条項や不

当表示を用いた契約締結行為の差止めというように、対象行為が特定できるのに対して、環境団体訴訟では一般に対象行為の特定が困難で、問題となる行為が極めて多様であり、その対象を特定して規律することが容易でないこと等である。

③さらに手続法上の問題点としては、以下の点が挙げられる。第一に、訴権（当事者適格）の法的性質をどのように考えるか、実体法上の権利を基準にする当事者適格についての伝統的な考え方との整合性を考慮しつつ、団体に帰属するとされる実体法上の請求権（これが当事者適格の根拠となる）と、実際の被害者の集団的利益との関係を明らかにすることである。第二に、いかなる団体に当事者適格を認めるのかという、適格団体の要件の問題である。消費者団体訴訟制度においては、利益代表性（消費者全体の利益を代表して消費者のために請求権を行使できるか）、訴訟追行基盤（請求権を行使しうる基盤を有しているか）、弊害排除（不当な目的で訴えを起こすおそれはないか）等の要件が挙げられ、団体の目的や活動実績・規模、行政・事業者からの独立性、法人格の要否、人的・財政的基盤、組織運営体制等を総合的に考慮して判断することになる。環境団体については、常設ではなく地域的で、かつ何らかの環境問題が発生した後に結成される団体が多いという特殊性を考慮して、活動地域等によって提訴の範囲を制限するか、活動実績や期間についてどの程度を要求するか等を検討する必要がある。第三に、適格団体が複数ある場合には、訴訟が競合する可能性があるが、これをどのように調整するかが問題となる。第四に、団体訴訟の審理の方法について、通常の民事訴訟と異なる規律を設けるかどうかの問題となる。このことは、団体が受けた判決の効力に対世効を認めるかどうかで大きく変わってくると思われる。

以上述べた問題点の中でも、環境国際紛争との関係で特に重要となるのは、訴訟競合の問題であろう。我が国の判例によれば、重複起訴を禁止した民訴法 142 条は、外国の裁判所に係属している訴訟には適用されず、現在のところ国際訴訟競合を規律する明文規定がないため、問題は深刻である。国内の訴訟であれば、移送や弁論の併合、手続の中止といった手段を用いることができるが、条約によって規律しない限りは、各国で同時進行している訴訟を一つにまとめることは困難である。環境被害が国境を越えて発生している場合には、各地で訴訟が提起される可能性は十分にありえるし、団体の提起する訴訟と被害者個人が提起する訴訟とが競合することもありえよう。これらをどのように規律・調整していくかは、私人の司法へのアクセスを平等に確保するための効率的な手段を検討

するうえで重要なポイントとなる。

（5）以上の検討の結果得られた結論としては以下のものが挙げられる。民事司法へのアクセスを確保し、私人の救済を可能にするという場合には、近時、環境権を情報へのアクセスや事前調査への参加も含めて広く考える傾向にあることも鑑みて、団体訴訟としてこれらの権利をどこまで認めるのか、あるいは外国人（外国団体）にどこまでの参加権を認めるのかという問題とあわせて、その中身を明確にする必要がある。司法へのアクセスを確保するという場合には、入り口で管轄や当事者適格の問題が、出口で救済の確保（例えば損害賠償の額の統一）という問題がある。実体法上の損害賠償法が未整備の国の場合は、入り口だけを整備しても救済としては不十分ということにもなりかねず、結局は、我が国で団体訴訟の立法化をめぐる一般法と個別法とで押し問答があったのと同様に、得点の分野で条約による統一ルールを作り、その中で賠償の基準や要件、管轄や原告適格、訴訟競合の規律などを全て決めて、それを各国の国内法で受け入れるという仕組みに持っていかなければならないのではないか。環境国際紛争において団体訴訟を整備することが必要であることに異論はないとしても、保護されるべき個人利益あるいは集団的利益を保護するために、団体に固有の請求権が付与されることがなぜ正当化されるのかについては、まだ明らかにされているとはいえず、場合によってはこれを正当化するために従来の議論あるいは制度の枠組み自体を再検討・再構築する必要があることは否めない。今後は、環境国際紛争の処理にあたっては、紛争の性質・内容の多様化のみならず、紛争当事者の多様化、判決内容の多様化、ひいては救済方法の多様化など様々なニーズに対応するためには、民事司法へのアクセスの確保の問題も、従来の訴訟観にとらわれず、かつ多様な紛争解決方法の可能性もふまえて、国内法レベル・国際法レベルなど多角的に考慮する必要があり、国際レベルの要請に対応しうるように国内法を確実に整備していくことが求められているといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 1 件）

村上 正子「環境国際紛争における民事司法へのアクセスの確保」筑波法政 49 号掲載決定（査読無）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

村上 正子 (MURAKAMI MASAKO)

筑波大学・大学院人文社会科学研究所・准教授

研究者番号：10312787